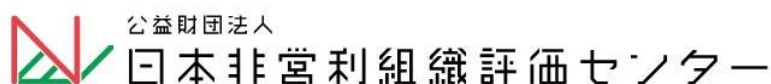


ベーシックガバナンスチェック 評価実績レポート

～組織評価から見える非営利組織の組織運営の実態～
(2024年度版)



2025年3月発行

Supported by  日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

目次

1	はじめに	2
2	評価実績データの概要	4
	◆要旨	5
3	評価実績受診団体の概要	6
4	評価項目ごとの傾向	9
資料1	評価制度の概要	11

1 はじめに

非営利組織は市民からの信頼が基礎となって成り立つ組織である。立派な公益的事業を展開していても、運営がずさんでは組織内外から確かな信頼を得ることはできない。非営利組織の支援を考える時には、団体が取り組んでいる社会課題や活動内容に注目し、寄付やボランティアなどを行うかどうかを検討する。実際に支援を行う際には、その団体が信頼できるかどうかが大変なポイントになる。

日本非営利組織評価センターでは、非営利組織の信頼性を評価で応援するために、「グッドガバナンス認証」と「ベーシックガバナンスチェック」という2種類の組織評価を実施している。非営利組織を対象に活動分野を問わず、全国規模で第三者組織評価を実施している国内初の取り組みである。

今回は、2つの評価制度のうち、ベーシックガバナンスチェックの評価実績をもとにした調査レポートを作成した。これまでのベーシックガバナンスチェック受診団体の実態を調査・分析することにより、非営利組織のガバナンスの傾向を把握することで、組織運営の参考資料として活用できるようにするために、調査を実施したものである。第5回目の発行となる今回は2023年度分を集計している。

本レポートでは、次のようなことを知ることができる。

- ベーシック評価基準に基づく、非営利組織のガバナンスの運営状況の実態がわかる。
- 評価団体の組織運営状況と比較することで、自団体の組織運営の状況を確認することができる。
- 非営利組織が苦手としている項目の傾向を知ることができるとともに、具体的な対応策がわかる。

団体を運営されている皆さまは、本レポートを自団体の役職員のガバナンス意識の向上やガバナンスの改善に活用されることを期待している。

非営利組織のサポートをされている企業、助成財団、中間支援組織等のみなさまには、支援活動の参考にしてほしい。

<ベーシックガバナンスチェックとは>

ベーシックガバナンスチェックとは、ベーシック評価基準25項目に基づく簡易的な組織評価である。非営利組織の組織運営について、法令・定款に基づいた基本的なガバナンスが適切に行われているかどうかを評価するものである。結果はベーシックガバナンスチェックリストで公開され、第三者評価を受け、情報開示に積極的な透明性の高い団体であることを社会へアピールできる。

【Web サイト】 <https://jcne.or.jp/catalog/>

<名称変更と制度変更について>

2020年7月に制度変更を行っている。「ベーシック評価」から「ベーシックガバナンスチェック」に名称を変更するとともに、評価方法を変更した。新制度では当センターによる第三者評価と団体自らが行うセルフチェックのハイブリッド型で実施している。評価基準23項目のうち、項目1～8が被評価団体から提出された団体情報と書類をもとに行う第三者評価となる。項目9～23が被評価団体によるセルフチェックでの評価の項目となる。

2023年4月にベーシック評価基準の改訂を行っている。ベーシックガバナンスチェックは制度開始から7年目を迎えた2022年度に、NPOセクターを取り巻く社会状況の変化やこれまでの評価実績から明らかになったNPOの現状と評価内容のギャップ等を考慮した上で、ベーシック評価基準の見直しを行った。

寄付者や企業等の支援者にとって活用できる評価制度として、評価を受けるNPO等にとってはガバナンスや組織運営の改善と自団体の信頼性のアピールに活用できるものとして、制度のより一層の充実を図ることを目的に実施した。

ベーシック評価基準の主な改訂内容

- ①従来のベーシック評価基準をもとに、評価するJCNE事務局、被評価団体、評価情報を活用する支援者にとって、より使いやすい評価基準に改訂する。
- ②法令または定款に基づく組織運営をベースに、JCNE独自設定基準として非営利組織の組織運営の基本となる内容を評価基準に盛り込む。
- ③非営利組織のコンプライアンスの観点から、利益相反防止について、新たに基準に追加する。
- ④法改正及び社会状況に基づき、ハラスメント防止に関する基準を追加する。
- ⑤その他、各基準の内容と表現、項目の分類や基準の並びについて見直す。
- ⑥評価基準25項目のうち、項目1～11が被評価団体から提出された団体情報と書類をもとに行う第三者評価となる。項目12～25が被評価団体によるセルフチェックでの評価の項目となる。ただし、役員報酬の支払いなし、雇用なしの場合、一部の基準において適用除外となる。

ベーシック評価の新旧対照表

<https://jcne.or.jp/data/basic-comparative-table.pdf>

2 評価実績データの概要

評価実績の調査データ

(1) 対象となるデータ

対象制度：ベーシックガバナンスチェック制度

対象法人：特定非営利活動法人（認定・特例認定含む）、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人

対象期間：2023年4月～2024年3月

対象件数：427件（評価確定通知を発行した団体数）

(2) 対象団体のデータ収集項目

① 法人格の種別

② ベーシック評価基準 25 項目ごとの基準達成状況（満たしている/満たしていない）

③ 設立年数

④ 雇用の有無

※①～④については、評価受診時の情報をもとに集計。

(3) データ収集の方法

集計方法：

評価に関する情報は、当センターによる評価確定の実績より集計を実施した。

★今回の調査で用いる評価結果は、それぞれの団体が最初に受けた評価の結果を集計している。また、本来は評価対象としていない団体も評価を行い集計している。基準を満たしていない項目は、評価団体が組織運営を改善した後に再評価を受けることが出来る。全ての基準を満たしていない団体の多くは、自ら改善を行い、再評価を受けている。

◆要旨

今回の調査レポートでは、2023年度に日本非営利組織評価センターのベーシックガバナンスチェックを受診した427団体の分析となる。本来は評価対象としていない団体も評価を行い集計している。全ての基準を満たしていない団体の多くは、自ら改善を行い、再評価を受けている。

(1) 評価を受けた団体

7年間(2016～2023年度)の評価確定団体の累計数

※ ()内は、任意団体を含む実績数

年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
評価団体数	24団体	51団体	28団体	65団体	176団体	180団体 (184)	290団体	427団体 (428)
累計数	24団体	75団体	103団体	168団体	344団体	524団体 (528)	814団体 (818)	1241団体 (1246)

(2) 法人格ごとの内訳 (対象：427団体)

特定非営利活動法人 (認定・特例認定含む) 235団体【計235団体】：全体の割合55%

一般社団法人164団体・一般財団法人22団体【計186団体】：全体の割合43.6%

公益社団法人1団体・公益財団法人3団体【計4団体】：全体の割合0.9%

社会福祉法人2団体【計2団体】：全体の割合0.5%

(3) ベーシック評価基準 (25項目) の達成項目数と団体数 (対象：427団体)

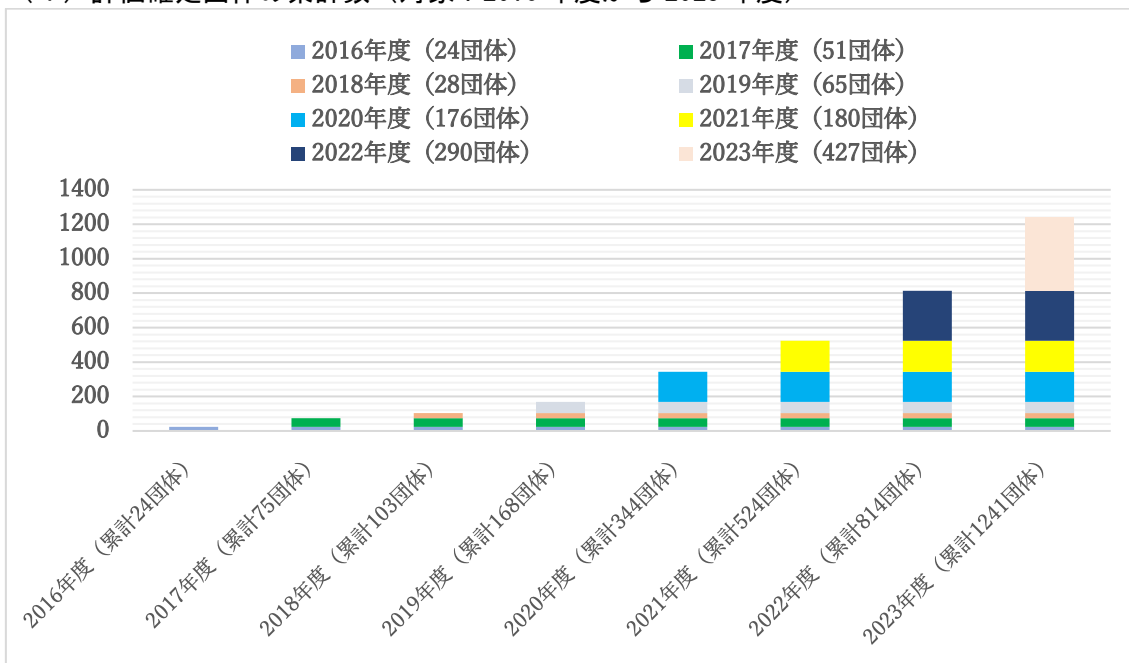
団体数	すべての基準を満たす	基準を満たしていない項目数								
		1項目	2項目	3項目	4項目	5項目	6項目	7項目	8項目	9項目以上
427	16	51	50	67	63	31	33	30	27	75
割合 (%)	3.7%	11.9%	11.7%	15.7%	14.8%	7.3%	7.7%	7.0%	6.3%	17.6%

(4) ベーシック評価基準25項目のうち、基準を満たしていない上位3項目 (対象：427団体)

分野	項目	基準内容	団体の割合
情報公開	11	事務所に備え置くべき書類を整備し、定款・役員名簿・事業計画書・事業報告書・決算書類を組織のホームページまたは情報公開サイトで公開している。	318団体 (74.5%)
ガバナンス	2	1事業年度に2回以上、法令または定款に則り、理事会を招集し、実際に開催している。	242団体 (56.7%)
ガバナンス	4	法令または定款に則り、理事会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議している。	185団体 (43.3%)

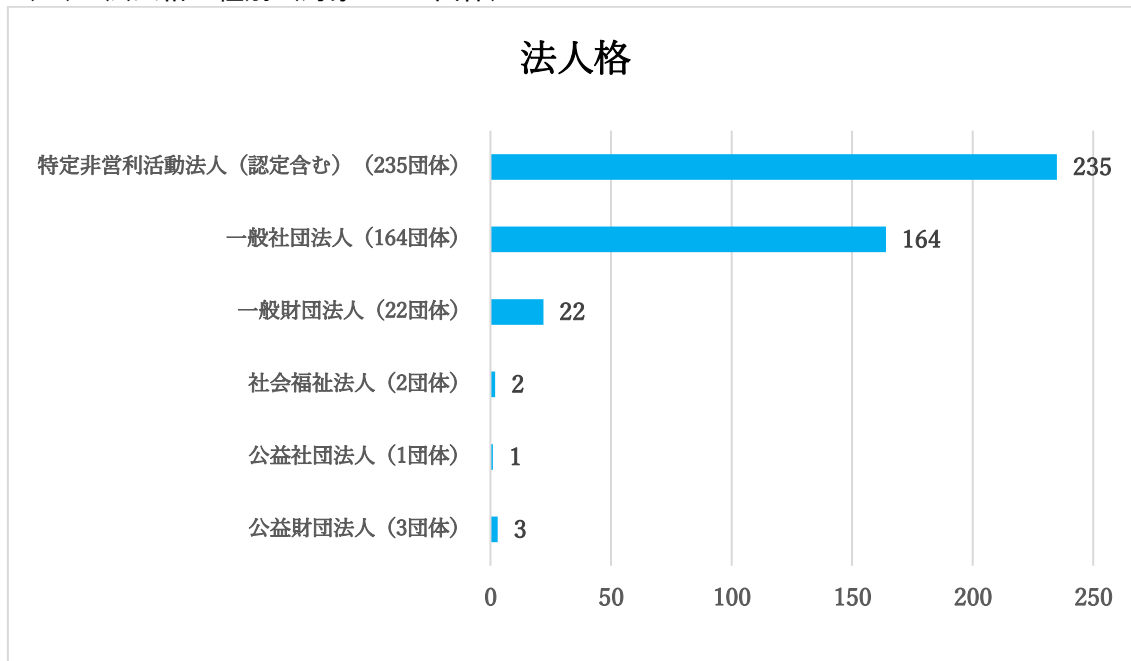
3 評価受診団体の概要

(1) 評価確定団体の累計数 (対象: 2016年度から2023年度)



2023年度にベーシックガバナンスチェックを受診した団体は427団体となった。累計では1241団体が受診した。

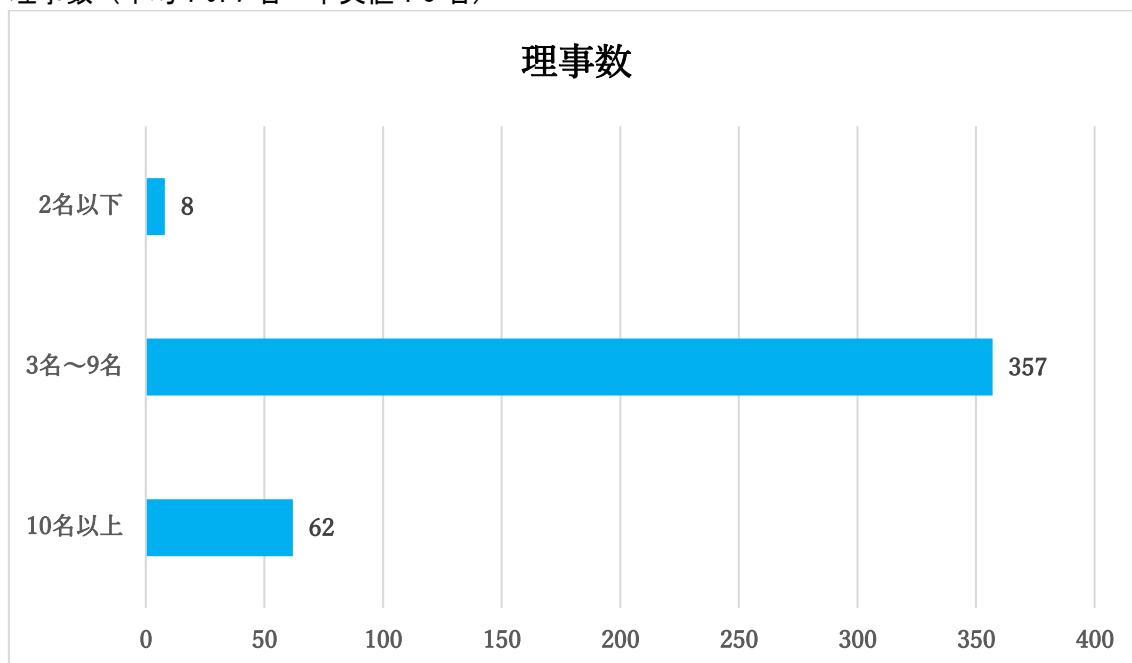
(2) 法人格の種別 (対象: 427団体)



法人格別では、特定非営利活動法人 (認定含む) が全体の55%に

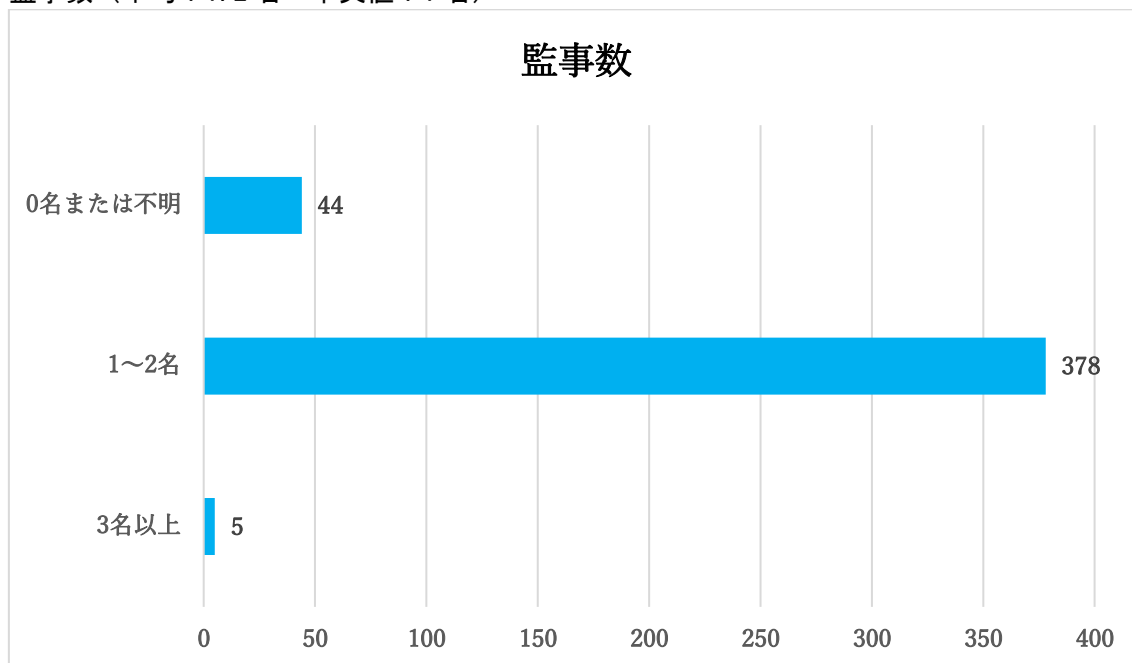
(3) 理事数、監事数 (対象 : 427 団体)

理事数 (平均 : 9.7 名 中央値 : 3 名)



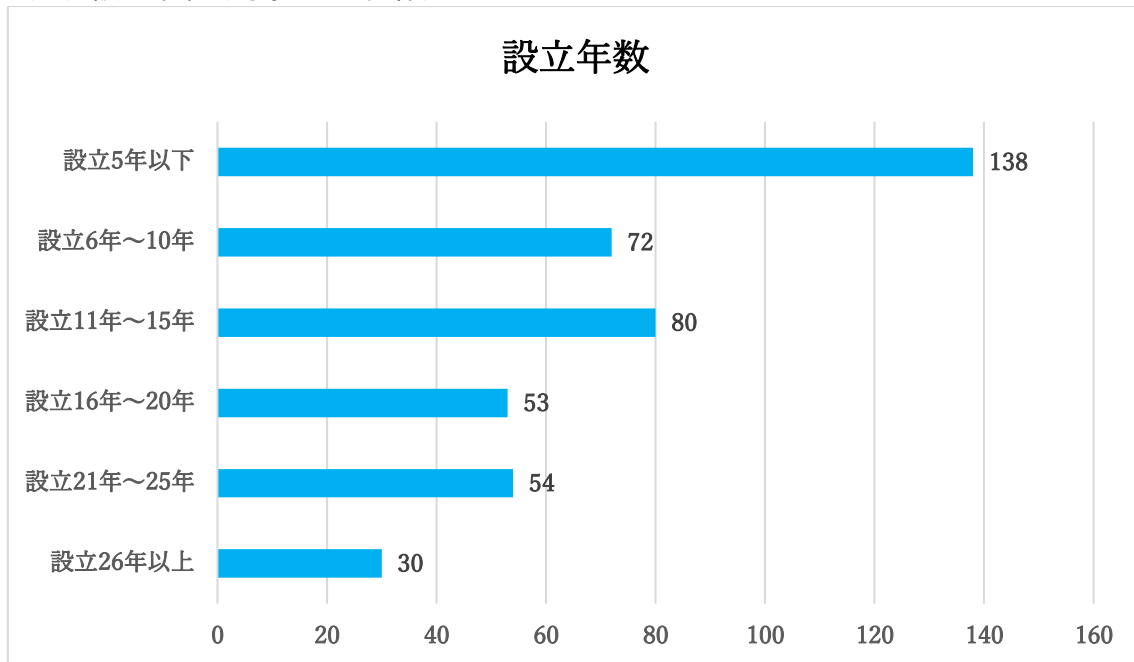
1 団体あたりの理事就任数は、3 名~9 名が 357 団体であった。次いで 10 名以上は 62 団体であった。※理事 2 名以下の団体は、理事会非設置の団体である。

監事数 (平均 : 1.2 名 中央値 : 1 名)



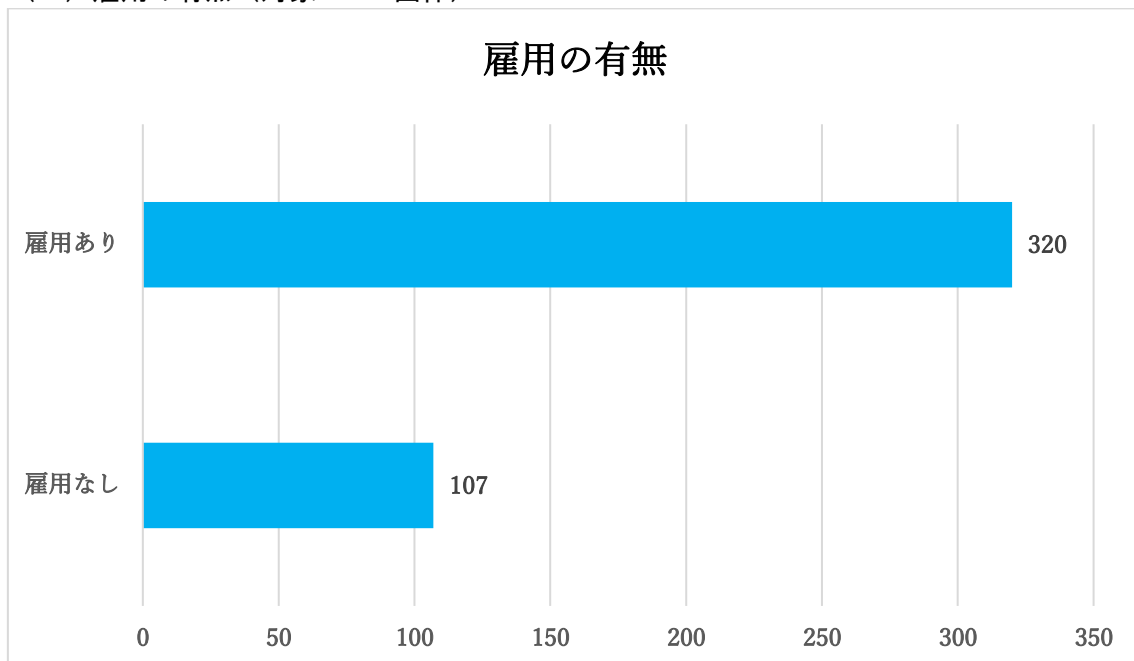
1 団体あたりの監事就任数は、1~2 名が 378 団体であった。0 名または不明の団体は 44 団体であった。

(4) 設立年数 (対象: 427 団体)



設立年数は、評価受診年度（2023 年度）を基準とした経過年で計算している。設立 5 年以下の団体が最多の 138 団体であり、自団体のガバナンスのチェックや、信頼性の担保として活用されていることがうかがえる。

(5) 雇用の有無 (対象: 427 団体)



雇用の有無は、雇用ありが 320 団体であった。雇用なしは 107 団体であった。

4 評価項目ごとの傾向

(1) ベーシック評価基準（25項目）の達成項目数と団体数（対象：427団体）

団体数	すべての基準を満たす	基準を満たしていない項目数								
		1項目	2項目	3項目	4項目	5項目	6項目	7項目	8項目	9項目以上
427	16	51	50	67	63	31	33	30	27	75
割合 (%)	3.7%	11.9%	11.7%	15.7%	14.8%	7.3%	7.7%	7.0%	6.3%	17.6%

※理事会非設置型は、「【項目2】1事業年度に2回以上、法令または定款に則り、理事会を招集し、実際に開催している。」が基準を満たしていないとなる。

※監事非設置型は、「【項目9】監事監査を実施し、監査報告書を作成している。」が基準を満たしていないとなる。

(2) JCNE ウェブサイトでの評価結果公開率（対象：427団体）

公開あり	公開なし
153 団体 (35.8%)	274 団体 (64.2%)

※公開要件に該当する団体は、団体の希望によりウェブサイトでの評価結果を公開している。

※一般社団法人において理事会設置型、非営利型に当てはまらない場合は、評価結果は非公開となる。

(3) ベーシック評価基準 25項目ごとの基準達成（対象：427団体）

※すべての基準を満たしている団体は16団体

※項目17は雇用がある320団体が対象

※テキスト青文字はワースト3位となっている

分野	項目 No	基準内容	基準未達団体数
ガバナンス	1	法令または定款に則り、代表者および役員（理事3人以上、監事1人以上）を選任している。	100 団体 (23.4%)
	2	1事業年度に2回以上、法令または定款に則り、理事会を招集し、実際に開催している。	242 団体 (56.7%)
	3	法令または定款に則り、理事会の議事録を作成している。	114 団体 (26.7%)
	4	法令または定款に則り、理事会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議している。	185 団体 (43.3%)
	5	法令または定款に則り、定時社員総会／定時評議員会を招集し、実際に開催している。	123 団体 (28.8%)
	6	法令または定款に則り、社員総会／評議員会の議事録を作成している。	52 団体

		る。	(28.8%)
	7	法令または定款に則り、社員総会／評議員会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議または報告している。	100 団体 (23.4%)
	8	役員報酬を支給している場合は、法令、定款または規程に則り、役員報酬の支給を決定するとともに、支払った報酬額（総額）を経費計上し、決算書類に記載している。	96 団体 (22.5%)
	9	監事監査を実施し、監査報告書を作成している。	79 団体 (18.5%)
	10	直近の登記事項を登記している。	72 団体 (16.9%)
情報公開	11	事務所に備え置くべき書類を整備し、定款・役員名簿・事業計画書・事業報告書・決算書類を組織のホームページまたは情報公開サイトで公開している。	318 団体 (74.5%)
	12	組織の所在地および問合せ方法を組織のホームページまたはSNSで公開している。	20 団体 (4.7%)
	13	寄付者・支援者等に事業の成果を報告している。	21 団体 (4.9%)
コンプライアンス	14	理事との利益相反を理解し、その有無を確認の上、適切に対応を行っている。	14 団体 (3.3%)
	15	個人情報の取扱いに関する規程を定め、取得目的を明示している。	60 団体 (14.1%)
	16	法令または規程で定められた保存年数の期間、法定保存文書を保存している。	80 団体 (18.7%)
	17	雇用契約を締結している職員がいる場合、法令に基づく労務管理を行っている。	17 団体 (5.3%)
	18	ハラスメント防止策を講じている。	124 団体 (29.0%)
組織の目的と事業の実施	19	組織の目的と事業を文書化している。	6 団体 (1.4%)
	20	組織の目的に沿った単年度事業計画を策定している。	17 団体 (5.3%)
	21	事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者からくみ取っている。	14 団体 (3.3%)
	22	各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている。	10 団体 (2.3%)
会計・財務	23	会計に関して、専門知識をもった役職員が担当している、または会計専門職や外部の支援団体からアドバイスを受けている。	20 団体 (4.7%)
	24	税務申告と納付を行っている。	50 団体 (11.7%)
	25	現金の取扱いや資金管理に関して、複数名でチェックしている。	33 団体 (7.7%)

資料 1 評価制度の概要

ベーシックガバナンスチェック制度の申込みの停止と制度終了のお知らせ

<https://jcne.or.jp/2024/10/23/news-176/>

当センターでは、2016年に第三者評価制度としてベーシックガバナンスチェック制度を運用開始し、累計1,400団体以上の団体が評価を受けました。

ベーシックガバナンスチェック制度につきまして、2025年4月に新しい認証制度の運用開始に伴い、制度の申込みを停止することになりました。あわせて、すべての評価団体の有効期間の満了にあわせて、制度を終了する予定（2028年3月見込み）です。

これまで評価・認証制度をご活用いただいた非営利組織の皆様、評価制度の普及や運営にご協力いただいた関係者の皆様、評価情報をご利用いただいた助成財団や企業等の支援者の皆様、あらためてお礼申し上げます。また、新制度の運用開始までご不便をおかけし、申し訳ございません。

<ベーシックガバナンスチェック制度の終了について>

- 制度名：ベーシックガバナンスチェック制度
- 新規及び更新の申込み：2024年12月31日まで（2025年1月以降は申込み停止）
- 制度終了日：2025年4月1日時点におけるベーシックガバナンスチェック団体のうち、有効期限が最長である団体の評価有効期間満了日
- 実施要領：新規や更新の申し込みは受け付けませんが、制度終了まで有効とする。
- 評価に関するデータの保管期間：評価確定から10年間（JCNEのセキュリティガイドラインに基づく）とし、以降は破棄する。

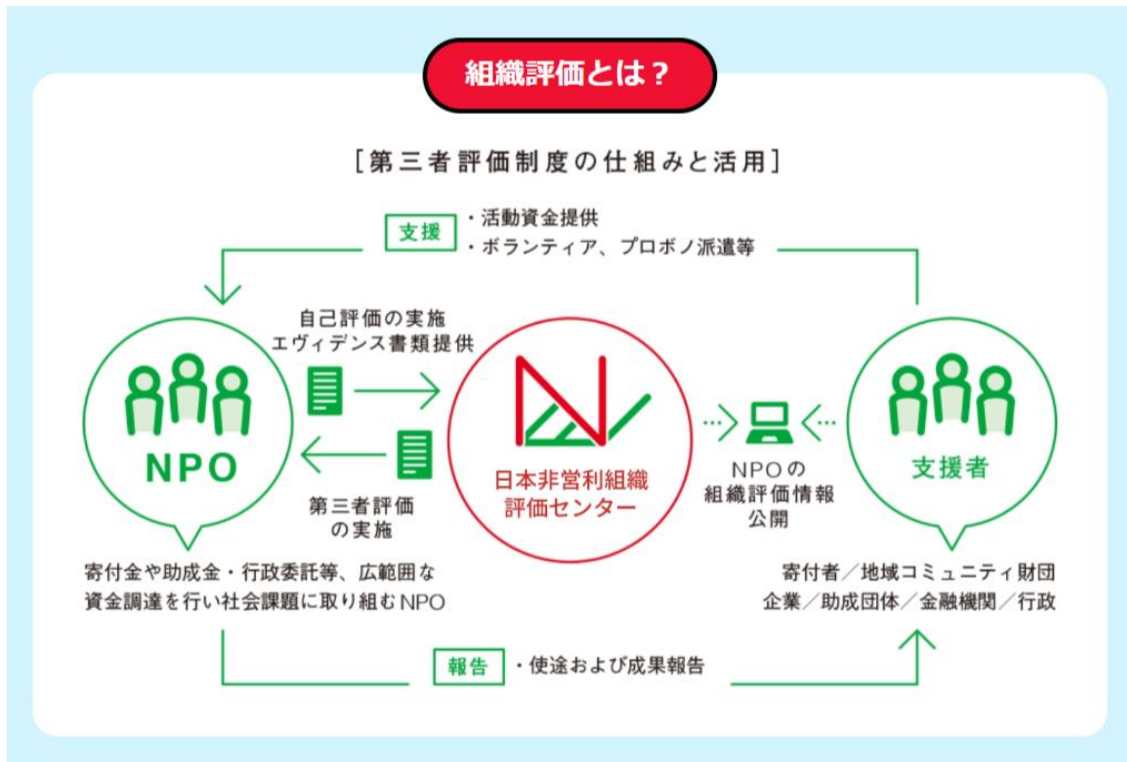
<新しい認証制度「グッドギビングマーク制度」について>

これまでのNPOの信頼性向上に加え、支援者保護を目的とした新しい第三者認証制度「グッドギビングマーク」を、2025年4月よりスタートします。

新制度ではNPOを寄付や助成金で支援したいと考えている個人、企業・団体、助成財団、行政などに対して、信頼性の確認に必要な項目を審査し、グッドギビングマークの有無によって、パートナーシップやコラボレーションを検討する際にご活用いただくことを想定しています。

詳しくは、JCNEウェブサイトをご覧ください。

制度概要



評価対象

対象法人	特定非営利活動法人（認定・特例認定含む） 一般社団法人（非営利型） 一般財団法人（非営利型） 公益社団法人 公益財団法人 社会福祉法人
対象書類	被評価団体から提出された定款・規約・マネジメント運営過程の記録書 面・被評価団体のセルフチェック回答データ・登記情報提供サービスから 取得した履歴事項全部証明書・その他、被評価団体から提出された団体情 報
対象期間	評価を申し込む当該年度の事業計画策定プロセスと過去2事業年度分の運 営実績
評価基準	ベーシック評価基準（25項目）

評価料 無料

有効期間 3年間

更新は被評価団体の任意とし、更新時にベーシック評価基準（25項目）に基づき更新評
 価を行います。更新を行わない団体はベーシックガバナンスチェックリストから除外され、

評価結果は非公開となります（現在は無料で評価を実施していますが、将来、制度の有料化に伴い更新料が発生する場合があります。）。

ベーシックガバナンスチェックリスト

ベーシック評価基準の評価結果をベーシックガバナンスチェックリストとして公開し随時更新しています。JCNE では、第三者組織評価の情報を公開することで、団体の運営状況を広く社会に伝え、評価情報活用者が自ら判断するための情報として利用される取り組みを進めています。

ベーシックガバナンスチェックリストに掲載されている団体は継続的に第三者評価を受け、情報開示に積極的な透明性の高い非営利組織として、掲載団体への支援を広く社会に対して推奨しています。

一部の被評価団体の評価結果について非公開としています。

- ・被評価団体はベーシックガバナンスチェックリストに評価結果を公開とするか否かについて選択することができます。
- ・条件を満たしていることが確認できなかった場合（非営利組織であることが確認できない、理事会非設置型法人である等）や法令に違反していることが発覚した場合は、評価結果を公開することができません。
- ・更新を行わない団体は有効期間終了後にベーシックガバナンスチェックリストから除外され、評価結果は非公開となります。

発行日 2025年3月27日 初版

発行元 公益財団法人 日本非営利組織評価センター (JCNE)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-11-2 日本財団第二ビル3階

TEL(代表) : 03-6457-9721 FAX : 03-6457-9722 E-mail : office@jcne.or.jp

Web サイト : <https://jcne.or.jp/>